



特殊車両の指導・取締りを実施しました！

記者発表資料

北部国道事務所では、道路構造物の長寿命化と道路交通の安全を図るため、特殊車両の通行に対する指導・取締りを名護警察署と協力して実施しています。

この度、指導取締要領の改正（平成 25 年 3 月施行）に基づく特殊車両の通行に関する指導取締りを実施しましたので、その結果をお知らせします。

【特殊車両の指導取締要領の改正内容】

- ・ 繰り返し違法に通行させた者等を国道事務所に呼出して対面で是正指導書を手交し、再び違反行為がなされぬよう是正措置を行う
- ・ 是正指導を繰り返し受けたにもかかわらず、是正に応じない場合は、名称及び是正指導内容等を公表する
- ・ 重大な交通事故や常習的に違反をした場合等は、聴聞を行った上で、許可取り消し、名称及び取消し内容等を公表する

実施日時 : 平成 26 年 8 月 25 日 (月) 14:00~16:00

実施場所 : 国道 58 号 名護市数久田 (北部国道事務所車両計測所)

検査結果 : 特殊車両 14 台を検査した結果、違反車両は 1 台でした。

(取締り実施状況)



問い合わせ先

内閣府 沖縄総合事務局 北部国道事務所
電話 0980-52-4350 (代表)

すながわ さとし

副 所 長 砂川 聡 (内線 204)

なかの いちろう

管理第一課長 中野 一郎 (内線 431)

北国ホームページ : <http://www.dc.ogb.go.jp/hokkoku/>